

# 建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に係る包括同意基準

平成30年11月15日

(目的)

- 1 周南市建築審査会条例第3条第4項の規定に基づき、包括同意に係る基準を以下のとおり定める。

(基準)

- 2 建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第4項及び周南市の「建築基準法第43条第2項第2号許可の運用基準」（以下「運用基準」という。）に掲げる基準に適合するものの内、以下に掲げる条件を満たすもの。

(1) 省令第10条の3第4項第3号関係（運用基準タイプ1）

(ア) 建築物の用途が一戸建ての住宅であり、増築又は建替えであること。

附 則

この基準は、平成30年11月15日から適用する。